

# 一管区水路通報第13号

令和6年4月5日

第一管区海上保安本部

第147項	北海道南岸	函館港付近及び内浦湾～襟裳岬西方	海洋調査	
第148項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練	
第149項	北海道南岸	釧路港	漁具設置	
第150項	北海道南岸	釧路港	漁具設置	
第151項	北海道南岸	花咲港	係船施設撤去作業	
第152項	北海道東岸	野付埼北西方	養殖施設設置	
第153項	北海道北岸	サロマ湖（第1及び第2湖口）	アイスブーム撤去作業	
第154項	北海道北岸	オホーツク海	海洋調査	
第155項	北海道西岸	野寒布岬西方～積丹岬西方	海洋調査	
第156項	北海道西岸	利尻島	養殖施設設置	
第157項	北海道西岸	小樽港	漕艇訓練	
第158項	北海道西岸	小樽港	操船訓練	
第159項	北海道西岸	小樽港	水難救助訓練	
第160項	北海道西岸	神威岬南方～北海道南岸	函館港付近	海洋調査
第161項	北海道西岸		海洋調査	

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

○ 「海氷情報センター」について

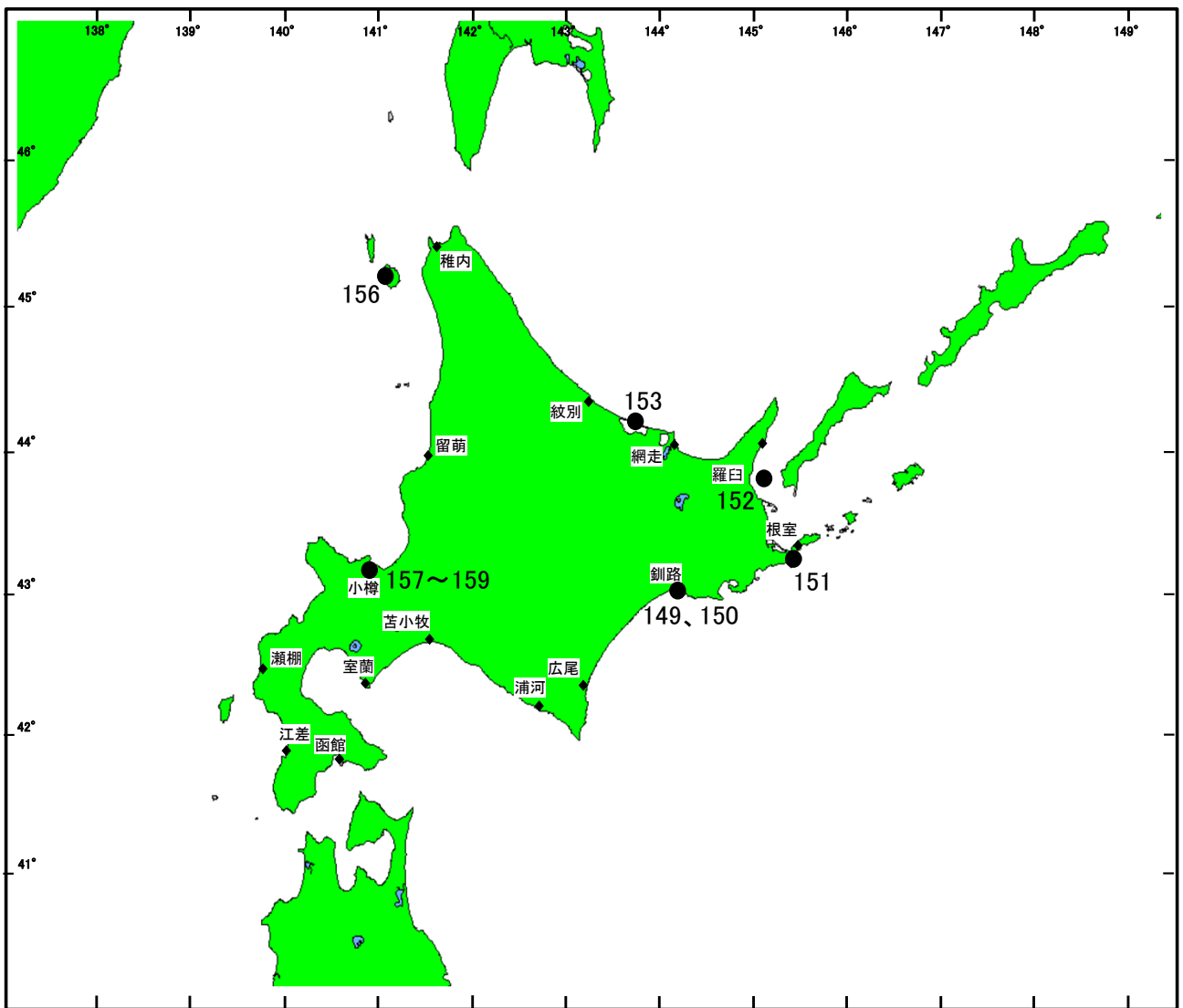
海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/lcenter.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
 第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
 〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)  
 TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

# 索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

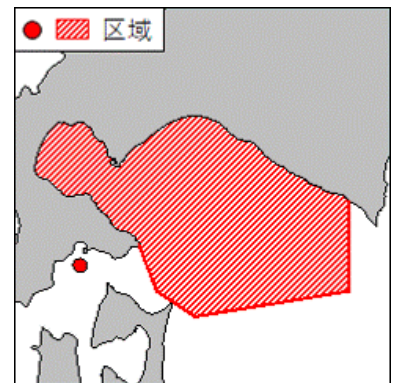
●印で表現できない広範囲に及ぶ147、148、154、155、160、161項については各項を参照ください。

6年147項 北海道南岸 — 函館港付近及び内浦湾～襟裳岬西方 海洋調査  
 下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年4月22日～26日

- 区 域 1 下記地点付近
- (1) 41-40.0N 140-40.0E
- 2 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (2) 42-11.8N 142-40.0E (岸線上)
  - (3) 42-00.0N 142-40.0E
  - (4) 41-20.0N 141-40.0E
  - (5) 41-30.0N 141-20.0E
  - (6) 41-48.7N 141-10.3E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W9-W1030-JP1030-W43  
 出 所 函館水産試験場

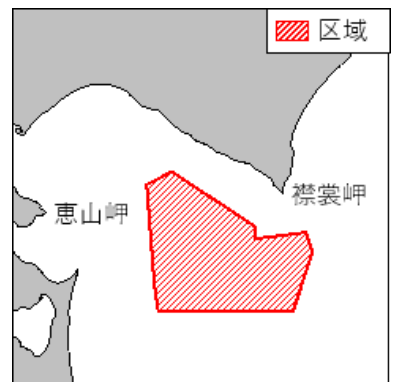


6年148項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練  
 下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年5月1日～31日(日曜日及び祝日を除く)0800～1700

- 区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 42-04-09N 142-16-46E
  - (2) 41-43-09N 142-59-46E
  - (3) 41-38-14N 142-59-46E
  - (4) 41-40-45N 143-26-26E
  - (5) 41-33-10N 143-29-46E
  - (6) 41-10-10N 143-19-46E
  - (7) 41-10-10N 142-09-47E
  - (8) 41-20-10N 142-07-47E
  - (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W43  
 出 所 防衛省防衛政策局

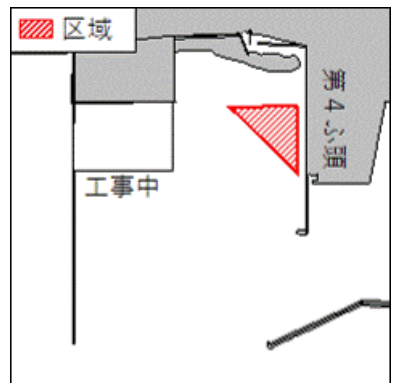


6年149項 北海道南岸 — 釧路港、西区、第2区 漁具設置  
 下記区域に、漁具が設置されている。

期 間 令和7年3月31日まで

- 区 域 下記3地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 43-00-04.8N 144-18-48.9E
  - (2) 42-59-51.8N 144-18-49.1E
  - (3) 43-00-04.7N 144-18-31.2E

備 考 令和6年4月10日まで区域内で潜水調査が実施される  
 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W31-JP31  
 出 所 釧路港長



6年150項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第3区 漁具設置

下記区域に、漁具が設置されている。

期 間 令和7年3月31日まで

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-58-26.8N 144-21-32.6E (岸線上)

(2) 42-58-28.1N 144-21-35.1E

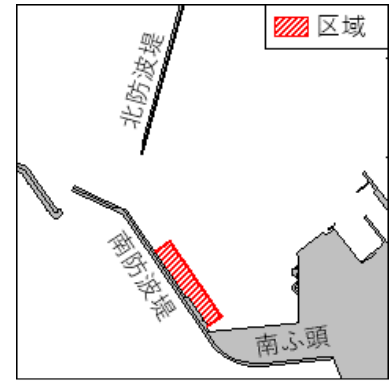
(3) 42-58-18.8N 144-21-43.8E

(4) 42-58-17.5N 144-21-41.3E (岸線上)

備 考 設置区域は赤旗及び黄色灯(4秒1せん光)付浮標で標示

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



6年151項 北海道南岸 — 花咲港 係船施設撤去作業

下記区域で、作業船による係船施設撤去作業が実施されている。

期 間 令和6年4月15日まで 日出～日没

区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-16-56.1N 145-34-08.9E (岸線上)

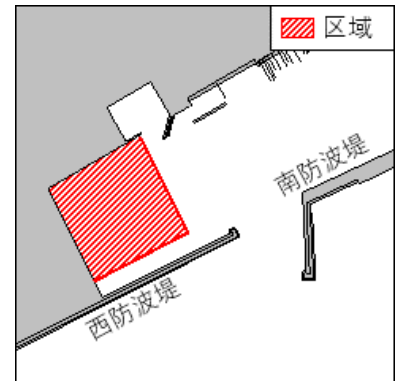
(2) 43-16-47.0N 145-34-15.2E

(3) 43-16-42.3N 145-34-02.8E (岸線上)

備 考 アンカーの揚収を行う

海 図 W24(花咲港)

出 所 根室海上保安部



6年152項 北海道東岸 — 野付埼北西方 養殖施設設置

一管区水路通報5年43号645項削除

下記区域に、ホタテ貝養殖施設が設置される。

期 間 令和6年4月10日～11月中旬

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-48-39N 145-10-15E

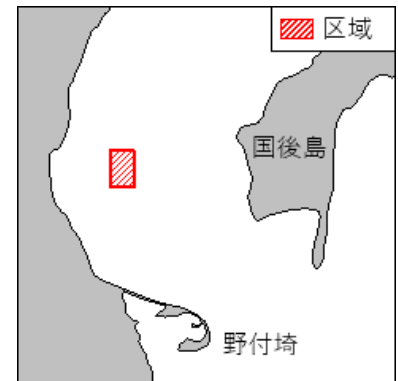
(2) 43-48-39N 145-12-45E

(3) 43-45-51N 145-12-45E

(4) 43-45-51N 145-10-15E

海 図 W42

出 所 羅臼海上保安署



6年153項 北海道北岸 — サロマ湖(第1及び第2湖口) アイスブーム撤去作業

一管区水路通報5年50号732項関連

一管区水路通報6年3号33項関連

下記区域でアイスブーム撤去作業が実施される。

期 間 令和6年4月5日～30日 日出～日没

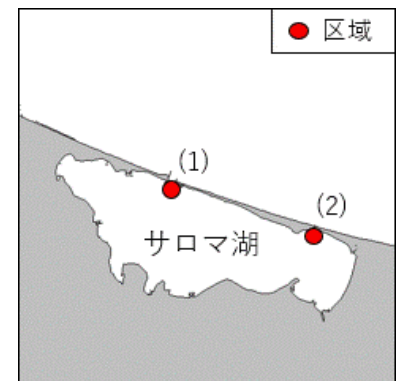
区 域 下記2地点付近

(1) 44-10-32N 143-47-02E (第1湖口)

(2) 44-08-38N 143-55-41E (第2湖口)

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



6年154項 北海道北岸 — オホーツク海 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年4月11日～25日

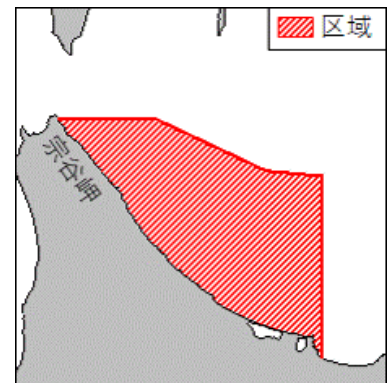
区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 45-30.1N 141-57.9E (岸線上)
- (2) 45-30.1N 142-49.8E
- (3) 45-10.1N 143-49.8E
- (4) 45-08.1N 144-19.8E
- (5) 43-57.9N 144-19.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W37

出 所 稚内水産試験場



6年155項 北海道西岸 — 野寒布岬西方～積丹岬西方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年4月11日～25日

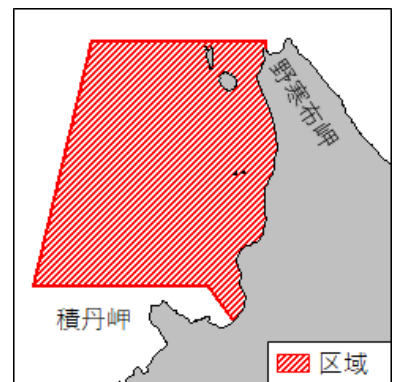
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-12.5N 141-17.5E (岸線上)
- (2) 43-30.1N 140-59.8E
- (3) 43-30.1N 138-59.8E
- (4) 45-30.1N 139-39.8E
- (5) 45-30.1N 141-39.8E
- (6) 45-26.3N 141-39.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W41

出 所 稚内水産試験場



6年156項 北海道西岸 — 利尻島、杓形港 養殖施設設置

下記区域で、ウニ養殖施設が設置される。

期 間 令和6年5月1日～令和7年3月31日

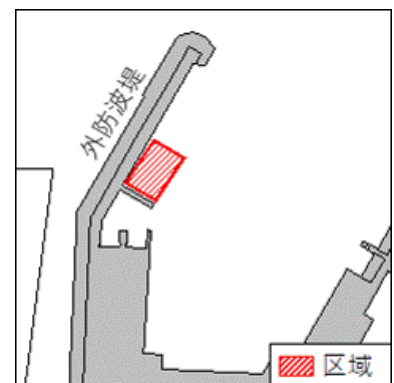
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 45-11-25.7N 141-07-48.6E
- (2) 45-11-25.0N 141-07-50.3E
- (3) 45-11-23.3N 141-07-48.7E
- (4) 45-11-24.0N 141-07-47.0E

備 考 作業区域は赤旗付浮標で標示

海 図 W21 (分図「杓形港」)

出 所 稚内海上保安部



6年157項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 漕艇訓練

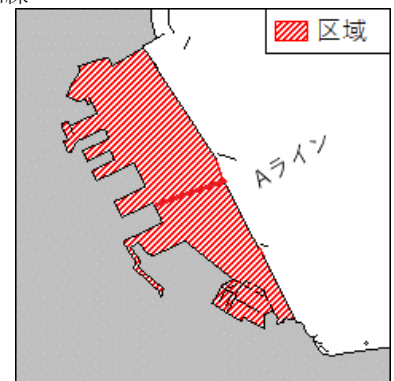
図に示す区域で、カッターの漕艇訓練が実施されている。

期 間 令和6年11月30日まで (水及び金曜日に限る) 日出～日没

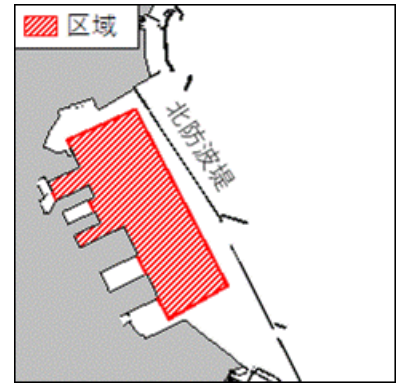
備 考 南東から南西の風が5m/sを超える状況でAラインの北側で訓練が行われる場合、警戒船を配備する

海 図 W5-JP5

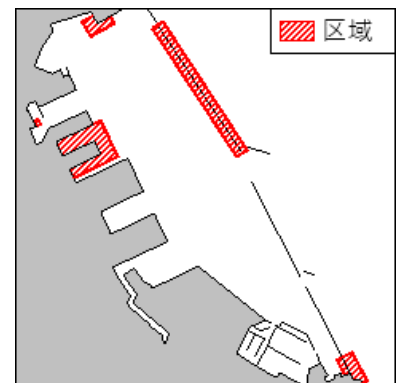
出 所 小樽港長



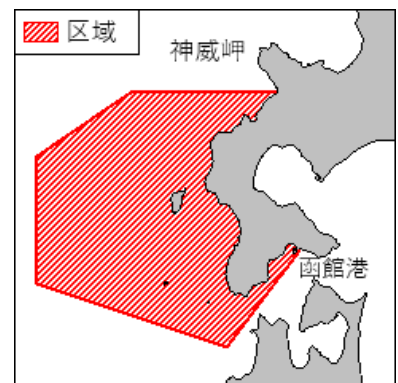
6年158項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 操船訓練  
 図に示す区域で、巡視船の搭載艇操船訓練が実施されている。  
 期 間 令和7年3月31日まで 0900～1700  
 備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚  
 海 図 W5-JP5  
 出 所 小樽港長



6年159項 北海道西岸 — 小樽港、第1区、第2区及び第3区 水難救助訓練  
 図に示す区域で、潜水士による水難救助訓練が実施されている。  
 期 間 令和7年3月31日まで  
 備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W5-JP5  
 出 所 小樽港長



6年160項 北海道西岸 - 神威岬南方 ~ 北海道南岸 - 函館港付近 海洋調査  
 下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。  
 期 間 令和6年4月9日～18日  
 区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 41-46.4N 140-46.2E (岸線上)  
 (2) 41-00.2N 139-59.8E  
 (3) 41-30.2N 137-59.8E  
 (4) 42-30.1N 137-59.8E  
 (5) 43-00.1N 138-59.8E  
 (6) 43-00.2N 140-31.6E (岸線上)  
 備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W43-W1154  
 出 所 函館水産試験場



6年161項 北海道西岸 — 弁慶岬付近～江差港北方 海洋調査  
 一管区水路通報6年10号119項関連  
 図に示す区域で、作業船及び潜水士による海洋調査が実施されている。  
 期 間 令和6年9月30日まで 日出～日没  
 備 考 水深30m以浅で、潜水調査が実施される  
 水深300m以浅で、停船して観測機器を垂下する  
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚  
 海 図 W11-JP11  
 出 所 小樽海上保安部

